

## インターネット上の部落差別に関する啓発動画制作業務仕様書

### 1 業務名

インターネット上の部落差別に関する啓発動画制作業務

### 2 目的

インターネット上における部落差別の根絶を図るため、県民に対し正しい理解と認識を促し、差別的な書き込みや識別情報の摘示等を行わないよう呼びかけるとともに、被害に遭った際に利用できる救済手法（情報流通プラットフォーム対処法に基づく対応等）について周知する啓発動画を制作する。

### 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年2月25日（水）まで

### 4 委託業務内容

#### (1) インターネット上の部落差別に関する啓発動画の制作

##### ① 趣旨及び用途

県民が、インターネット上の部落差別の現状（差別的な書き込みや識別情報の摘示等）を正しく理解し、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることを自覚することを目的とする。

あわせて、人権尊重の視点に立った正しい知識や法令遵守の意識を身につけることで、情報の収集や発信における責任とモラルを高めるとともに、被害に遭った際に活用できる救済手法（情報流通プラットフォーム対処法に基づく対応等）についても周知し、インターネットの健全な活用につなげることを目指す。

完成した動画は、以下の活用方法を想定している。

- ア 県等が実施する人権研修での放映
- イ 企業・団体等が自主的に実施する人権研修での放映
- ウ 県ホームページ上での公開
- エ その他、県が必要と認める団体・個人への動画提供

##### ② 動画内容

ア 上記①に記載する趣旨及び用途に沿った動画内容とすること。以下に動画構成の案を示すが、提案者はこれに縛られることなく自由に提案すること。

- i 部落差別につながる「誹謗中傷」の具体的事例をイメージ化し、問題点を説明
- ii 個人や地域を特定できる「識別情報の摘示」が重大な人権侵害であることを説明
- iii インターネット上の行為が法的責任を問われる可能性があること説明
- iv 差別をなくすために一人ひとりができる行動を提案
- V 相談窓口等の案内

なお、最終的な動画構成は、受託者の提案内容を踏まえつつ、県と受託者が協議の上決定する。

イ 動画の作成にあたり、実写・アニメーションの別は問わない。

ウ 動画には、BGM、効果音、ナレーション等の音のほか、手話通訳の映像及び字幕を挿入すること。

エ コンテンツの内容やデザイン等については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜、県と協議を行いながら決定すること。

オ 動画内容が端的に伝わり、視聴したいと思わせるようなタイトルを提案すること。

③ 仕様

- ア 作成する動画は1本とし、動画の長さは10～15分程度を想定している。ただし、人権研修において活用しやすく、かつ効果的な長さを提案することは妨げない。
- イ 横型動画とし、比率は16：9とする。また、解像度は4K以上とする。

④ 有識者による監修

- ア 動画制作にあたっては、受託者が別途選定した有識者の監修を受けること。
- イ 受託者は、県・監修者を含めた協議の場を適切な回数設けること。
- ウ 監修に伴う経費（謝金及び旅費等）は、委託料に含まれるものとする。

⑤ 留意事項

- ア 被差別当事者の尊厳を損なわない表現に留意すること。
- イ ネガティブな表現に偏らず、最後は前向きなメッセージで締めくくることがあること。

(2) 完成した動画（以下、成果物という。）の納品

① 成果物

- ア 動画データ(MP4形式)
- イ DVD(DVD-VIDEO形式、コピーガードなし)：3枚

② 納品先

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

③ 納期

令和8年2月20日（金）

④ 留意事項

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

## 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 使用する映像、イラスト、写真、BGM等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利は、引渡しと同時に県に無償で譲渡されるものとする。なお、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、県は、その使用のために受託者の同意無しに成果物を改変し、任意に公表できるものとする。また、受託者は県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令等の順守

受託者は、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

(2) 業務の履行及び進捗管理

業務の履行に当たっては、県の指示に従うとともに、県と密に連絡調整や協議を実施し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない、契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。また、本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

(5) 許認可手続き

動画制作に当たり必要となる調整や撮影許認可等の各種手続きは受託者が行うこと。

(6) 経費負担

① 業務の遂行に当たり必要となる一切の経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、BGM等音響制作、ナレーション、テロップ、字幕、手話通訳、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、監修、編集、肖像権・著作権の使用、映像の制作及び当該動画が収められたDVDの制作、成果物の納品などに伴うもの）は全て委託料に含む。

② 業務の実施に必要なソフトウェア等について、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

(7) その他

① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項、または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。

② 仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないこと及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとする。

③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

④ 受託者は委託料の範囲内で独自の提案等があれば、積極的に行うこと。